

# 不使用証明書

東和鉄螺株式会社  
濱谷 社長様

平成 31 年 10 月 24 日

日本化学産業株式会社  
技術部



弊社は、弊社（弊社の系列・関連会社を含むものとします。以下同じ）が貴社およびその系列・関連会社に直接または第三者を通じて納入する、1. に示した製品または部品（付属物、包装、その他製品と共に納入されるもの全てを含むものとします）において2. に記載する含有・付着禁止物質を使用していないことを証明いたします。

## 記

### 1. 納入製品

青化第一銅

### 2. 調査対象物質

カドミウム  
鉛  
水銀  
六価クロム  
PBB  
PBDE  
DEHP  
BBP  
DBP  
DIBP

※但し、Pb=20ppm 不純物として含有しております。

以上

株式会社工コー  
品質保証部  
嶋田義幸

# chemSHERPA-CI 成分表

## 基本情報

統合バージョン	1.07.00	
ツールバージョン	chemSHERPA-CI.07.00	
物質リストバージョン	1.07.00	
整理番号	2CU320	
初版	作成日付	2019-03-14
承認	承認日付	2019-03-14

## 1. 製品情報

製品名	膏化第一銅
製品品番	2CU320
メーカー名	
シリーズ品名	

## 2. 発行者・承認者会社情報

会社名	英字	NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.
	ローカル	日本化学産業株式会社
会社ID	登録機関ID	
	会社ID	
発行部門	部署名	Technical Dept.
	役職	Manager
	担当者名	HIDEAKI YOSHIDA
	郵便番号	340-0005
	国	Japan/日本
	都道府県 (英字)	SAITAMA
	都道府県 (ローカル)	埼玉県
	市町村 (英字)	SOKA
	市町村 (ローカル)	草加市
	番地 (英字)	28-13,NAKANE 1-CHOME
	番地 (ローカル)	中根 1 - 2 8 - 1 3
	電話番号	048-931-4291
	内線番号	
メールアドレス	-	
コメント		
承認部門	部署名	Technical Dept.
	役職	Director and General Manager
	承認者名	ISAO ONOMURA

## 3. 製品中の管理対象物質含有状況

製品中の管理対象物質情報に関する宣言	1.本製品は管理対象基準に掲載される管理対象物質を含有します
--------------------	--------------------------------

## 4. 成分情報

物質名	CAS番号	最大含有率	コメント	任意報告	管理対象基準											
					LR 01	LR 02	LR 03	LR 04	LR 05	LR 06	LR 07	IC 01	IC 02			
Pb		0.002%	不純物					1	1			C	1	D/P	R	

## 5. 管理対象基準の詳細

管理対象基準名	制定・改訂
LR01 日本 化学物質審査規制法	2018-04-01
LR02 米国 有害物質規制法 (TSCA)	40 CFR 763
LR03 EU ELV指令	2011/37/EU
LR04 EU RoHS指令 Annex II	(EU) 2015/863
LR05 EU POPs規則I	(EU) 2016/293
LR06 EU REACH規則 SVHC	C:2019-01-15, A:(EU) 2017/999
LR07 EU REACH規則 Annex XVII	(EU) 2018/2005
IC01 GADSL	2018 GADSL Reference List Version 1
IC02 IEC62474	IEC62474 D17.00

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

会社	日本化学産業株式会社	
住所	東京都台東区下谷2丁目20番5号	
担当部門	薬品生産本部 技術部・技術課	
住所	埼玉県草加市中根1丁目28番13号	
S D S No.	2 C U 3 2 0	電話番号 048-931-4291 ファックス 048-931-4299

製品名 (化学名、商品名など) 青化第一銅

### 2. 危険有害性の要約

#### 最重要危険有害性

- 有害性 : ・経口において強い急性毒性あり。  
・酸類と接触すると猛毒のシアンガスを発生する。  
・皮膚に対し感作性と刺激性を有する。  
・眼に入ると刺激をとまなう異物感を与え、結膜炎を起こすことがある。

環境影響 : 水域環境に対し悪影響を及ぼすかもしれない。

物理的及び化学的危険性 : 不燃性であるが、酸、および硝酸塩等強い酸化剤と反応して有毒でかつ引火性のシアン化水素を発生する。

#### G H S 分類

物理化学的危険性	可燃性固体	区分外
	自然発火性固体	区分外
	水反応可燃性化学品	区分外
	酸化性固体	区分外
健康に対する有害性	急性毒性 (経口)	区分3
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分外
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分3 (気道刺激性)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分1 (中枢神経系、呼吸器) 区分2 (腎臓、脾臓、肝臓、血液系)

※ 記載がないものは分類基準に該当しない。(分類対象外または分類できない)

#### シンボル



#### 注意喚起語

危険

#### 危険有害性情報

- ・飲み込むと有毒
- ・重篤な眼の損傷
- ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- ・呼吸器への刺激のおそれ
- ・長期的にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害

## 注意書き

- 【安全対策】
- ・使用前に安全データシート(SDS)に記載された全ての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。
  - ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
  - ・取扱い後は手をよく洗うこと。
  - ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
  - ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
  - ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
  - ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- 【応急措置】
- ・飲み込んだ場合：口をすすぐこと。直ちに医師に連絡すること。
  - ・皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。
  - ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
  - ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。医師の診断/手当を受けること。
  - ・気分が悪いときは、医師の診断/手当を受けること。
  - ・皮膚刺激又は発しんが生じた場合：医師の診断/手当を受けること。
  - ・汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。そして再使用する場合には洗濯をすること。
- 【保管】
- ・施錠して保管すること。
  - ・取扱い保管は、該当法規制に従って管理すること。
- 【廃棄】
- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

## 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区分：単一製品

化学名	: シアン化第一銅
成分及び含有量	: 99% Cuとして70% CNとして29%
化学特性(化学式または構造式)	: CuCN
官報公示整理番号(化審法・安衛法)	: (1)-376
CAS No.	: 544-92-3
EINECS	: 208-883-6
TSCA	: 登録
化学物質管理促進法	: 第一種指定化学物質 第144号 無機シアン化合物
労働安全衛生法(通知対象物)	: 第379号 銅及びその化合物
危険有害成分	: シアン化第一銅

## 4. 応急措置

- 飲み込んだ場合： ・口をすすぐこと。直ちに医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合： ・多量の水と石けんで洗うこと。  
・皮膚刺激又は発しんが生じた場合：医師の診断／手当を受けること。  
・汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。そして再使用する場合には洗濯をすること。
- 吸入した場合： ・空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
・気分が悪いときは、医師の診断／手当を受けること。
- 眼に入った場合： ・水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して  
いて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
医師の診断／手当を受けること。
- 

5. 火災時の措置 消火剤：この製品自体は、燃焼しない。炭酸ガス消火器を使用してはならない。  
特定の危険有害性： ・燃焼性はないが火災により刺激性または有毒ガス(シアンガス)を発生する恐れがある。  
特定の消火方法： ・本品は、消火活動に重大な支障を生ずる恐れがあるため、可能であれば容器を火災地域から移動させると共に酸類および強い酸化剤から隔離する。
- 

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項： ・飛散した場所の周辺にロープを張るなどして立ち入りを禁止し、不要な人員を近づけない。  
・回収作業の際には、シアンガス用防毒マスク、保護眼鏡（ゴーグル型）、ゴム手袋等、適切な保護具を確実に着用し、必ず風上から作業をする。
- 環境に対する注意事項： ・酸類および酸化剤をこぼれた物から離しておく。\*5  
・流出した物が河川等へ排出され環境への影響を起こさないように注意する。  
(水質汚濁防止法)  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律：シアン化合物)
- 除去方法： ・空容器に回収し、飛散場所を多量の水で洗い流す。
- 

## 7. 取扱い及び保管上の注意

## 取扱い：

- 技術的対策： ・眼、皮膚および衣類に触れないように、適切な保護具を着用する。  
・酸類および酸化剤には近づけない。  
・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、または引きずる等の粗暴な取扱いはしない。  
・使用済みの空容器は一定の場所を定めて集積する。その際容器等に製品の付着残留をさける。  
・製品の付着した梱包内装材は必ずスクラパーを備えた焼却炉で焼却等の処理を行い無害化する。

- 注意事項 : ・取扱う場合は、局所排気内で取扱う。  
 ・取扱い後は、うがいを励行するとともに顔や手等の露出部は石鹼を用いて良く洗う。  
 ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
 ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
 ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

## 保管 :

- 適切な保管条件 : ・酸類および酸化剤と同一場所の保管は避ける。  
 ・直射日光および高温多湿を避け保管する。  
 ・毒物及び劇物取締法に則った保管をする。  
 ・施錠して保管すること。  
 ・取扱い保管は、該当法規制に従って管理すること。

## 8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 : ・取扱いについてはできるだけ密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用する。

許容濃度 : 日本産業衛生学会 : 報告なし。\*3

ACGIH : TWA 5mg(CN)/m<sup>3</sup>(skin)\*1

保護具 : 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

- ・呼吸器の保護具 保護マスク (防毒マスク(シアンガス用)、空気呼吸器、循環式酸素呼吸器)
- ・手の保護具 保護手袋 (ゴム手袋)
- ・眼の保護具 保護眼鏡 (ゴーグル型)
- ・皮膚及び身体の保護具 保護衣、保護長靴

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状态 : ・形状 粉末  
 ・色 類白色

密度 : 2.92

沸点 : データなし

融点 : 474 (°C)

水溶解度 : 不溶

## 10. 安定性及び

安定性 : 通常の取扱いにおいて安定。

反応性 反応性 : 酸と反応して猛毒のシアンガスを発生する。

危険有害な分解生成物 : シアンガス

## 11. 有害性情報

急性毒性\*1 : 酸等との反応により猛毒のシアンガスを発生する。

・ラット 経口 LD<sub>50</sub> (50%致死量) 1265mg/kg

皮膚腐食性・刺激性 : ・皮膚に対し刺激性、感作性を有する。

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 :

・眼に入れると刺激をとまなう異物感を与え、結膜炎を起こすことがある。

変異原性 : 報告なし。\*1

発ガン性 : 報告なし。\*4

その他の有害性 : 単回および反復ばく露による影響のおそれ\*2

- 1 2. 環境影響情報 移動性：物理化学的性質からみて、土壌環境に移動しうる。  
オゾン層への有害性：情報なし

- 1 3. 廃棄上の注意
- ・使用済みの容器を焼却するとCN成分を含有するガスを発生するので洗浄装置のない焼却炉等で焼却しない。
  - ・廃棄する場合は、水酸化ナトリウム水溶液を加えてアルカリ性(pH11以上)とし、酸化剤(次亜塩素酸ナトリウム、さらし粉等)の水溶液を加えて30分以上攪拌しCN成分を分解する。(アルカリ性でのシアン成分の酸化は十分に時間をかけること。)その後硫酸を加えて中和し、水酸化物として沈澱濾過する。水酸化物の溶出試験を行い、溶出量が判定基準以下であることを確認して埋め立て処分する。\*<sup>6</sup>なお、この方法による場合は専門業者に委託する事が望ましい。
  - ・河川等へ排出され環境への影響を起こさないように注意する。  
(水質汚濁防止法)  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律：シアン化合物)
  - ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

1 4. 輸送上の注意

- 注意事項：・輸送に際しては、転倒、落下、損傷などないように積み込み、荷くずれの防止を確実に行う。
- ・酸類又は酸化性物質等、災害を発生させる恐れのある物質と混載しない。
  - ・取扱いおよび保管上の注意の項の記載による他、毒物に関する一般的な注意による。

国連分類：クラス6. 1

国連番号：1587

容器等級：II

- 1 5. 適用法令
- |                  |  |
|------------------|--|
| 労働安全衛生法          | 第57条の1 表示物質(379:銅及びその化合物)  |
|                  | 第57条の2 通知対象物(379:銅及びその化合物)   |
| 労働基準法施行規則        | 別表第一に基づく有害物を指定する告示<br>(シアン化物:低度有害物)<br>厚生労働大臣が指定する化学物質並びに疾病を定める告示<br>(シアン化合物:頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、呼吸困難、呼吸停止、意識喪失又は痙攣) |
| 化学物質管理促進法        | 第一種指定化学物質(政令番号144:無機シアン化合物)  |
| 毒物および劇物取締法       | 毒物(無機シアン化合物およびこれを含有する製剤)   |
| 消防法              | 消防活動阻害物質<br>(シアン化第一銅及びこれを含有する製剤:30kg)  |
| 船舶安全法            | 毒物(クラス6. 1)  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 有害物質(シアン化合物)   |
| 水質汚濁防止法          | 有害物質(第2条第2項第1号)<br>第2条第2項第2号<br>第2条第4項 指定物質(53:銅及びその化合物)   |

## 1.6. その他の情報

- 1 : 危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分ご注意ください。
- 2 : 記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等の値は保証値ではありません。
- 3 : 注意事項等については通常の実取扱いを対象としたものですので特殊な取扱いについては、この点のご配慮をお願いします。

- 引用文献 : \* 1 RTECS Canadian centre for Occupational Health and Safety (2011)  
\* 2 安全衛生情報センター モデルMSDS  
\* 3 許容濃度等の勧告 日本産業衛生学会 (2010)  
\* 4 AGENTS REVIEWED BY THE IARC MONOGRAPHS  
\* 5 危険性物質応急措置指針 米国運輸省 JHU・APL 化学推進情報センター共編  
(株)大成出版社 (1982)  
\* 6 毒物劇物取扱の手引き 厚生省薬務局安全課編 時事通信社 (1992)

緊急連絡先 日本化学産業株式会社埼玉工場  
電話番号 048-931-4291